

役員報酬規定

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ぶれいす東京の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

（報酬及び費用の支給）

第2条 常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は無給とする。

ただし、旅費等の実費、または職員としての職務を遂行した際は職員給与規定に基づき支給することができる。

第3条 監事に、監査報酬として年1回3万円を支払うものとする。

（補則）

第4条 この規程に定めるものの他に、必要な事項は理事会の決議を経て、代表が別に定める。

附則

この規定は令和2年6月25日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

2020 年 6 月 25 日施行

給 与 規 程

特定非営利活動法人ぷれいす東京

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、就業規則第5章『給与』の規定に基づき、特定非営利活動法人ぶれいす東京（以下「団体」という。）の職員の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（給与決定の原則）

第2条 職員の給与は、次の事項等を考慮して決定する。

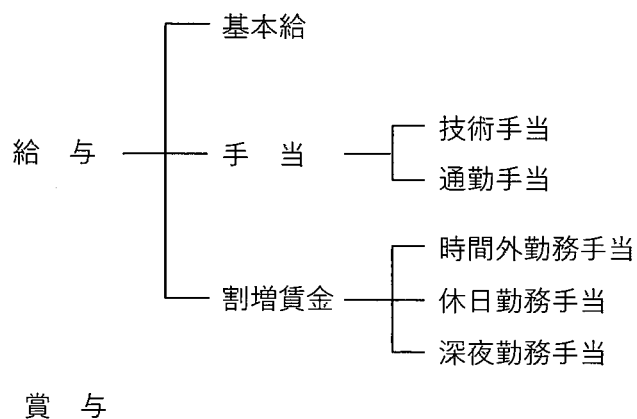
- ① 職務の重要度・困難度・責任度
- ② 職員の年齢・経験・能力
- ③ 職員の勤務成績・勤務態度

（適用範囲）

第3条 この規程は、就業規則第2条第1項に定める職員に適用する。ただし、就業規則第25条第1項各号に該当する者は、第14条（時間外勤務手当）及び第15条（休日勤務手当）の適用を除外する。

（給与の種類）

第4条 職員の給与は、給与・賞与とし、その細目は次のとおりとする。



（給与の支払方法）

第5条 給与は、全額通貨で直接職員に支払う。ただし、本人の申出により、銀行振込にて各自の指定する本人の預金口座に振り込むことができる。

- 2 前項にかかわらず、給与は、その支払に際し以下のものを控除する。

法令で定めるもの

源泉所得税

住民税

健康保険料及び厚生年金保険料の被保険者負担分

雇用保険料の被保険者負担分

介護保険料の被保険者負担分

第2章 給 与

第1節 総 則

(給与の計算期間・締切日及び支払日等)

第6条 給与の計算期間は、前月21日より当月20日までとする。

- 2 給与は、毎月20日を締切日とし、これを同月25日に支払う。支払日が休日にあたるときはその前日に支払う。
- 3 計算期間の途中で採用され、又は退職した場合は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。
- 4 欠勤、遅刻、又は早退した場合は、当該計算期間の所定労働日数又は労働時間を基準に日割又は時間計算し、不就労時間分を控除して支払う。

(年次有給休暇中の給与)

第7条 職員が年次有給休暇を取得した場合、所定労働時間を勤務したものとして、給与の減額は行わない。

(休業中の賃金)

第8条 職員が債務の本旨に従った労務提供ができるにもかかわらず、団体の責めに帰すべき事由により職員を休業させた場合又は業務上の災害により職員が休業する場合には、民法第536条第2項の適用を排除し、給与を支給しない。前者の場合には、労働基準法第26条に定める平均賃金の100分の60の休業手当のみを支払う。

(退職時の支払)

第9条 第6条第3項にかかわらず職員が定年又は死亡により退職した場合は、その退職日が月の途中であっても、当月分の給与は全額支払う。

- 2 職員の死亡又は退職の場合において、権利者の請求があった場合においては、7日以内に既往の労働に対する給与を支払う。

第2節 基本給

(基本給)

第10条 基本給は月額をもって定め、第2条各号に定める事項等を考慮して各人別に決定する。

(給与改定)

第11条 給与改定(昇給・降給)は団体の業績等をも勘案して原則として毎年4月に行う。ただし、特別に必要な場合は、臨時に給与改定を行うことがある。

- 2 給与改定は、第2条各号に定める事項等を考慮し、人事考課により査定し、その結果をもって基本給について行う。
- 3 在籍1年未満の者(中途入社者)の給与改定は、各人の年齢・経験・能力等を考慮して決定する。

第3節 手 当

(技術手当)

第12条 技術手当は、担当する業務に対する経験等を考慮して決定する。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、通勤のため常に公共交通機関を利用する職員に対し、非課税限度額の範囲内で実費支給する。ただし、片道2km以内の場合は支給しない。

- 2 実費の支給は、最も簡便な公共交通機関を使用するものと団体が認めた場合について行う。

(時間外勤務手当)

第14条 就業規則第16条により、1日実働8時間又は1週実働40時間を超えて労働した場合には、時間外勤務手当を支給する。

- 2 前項の時間外勤務手当は、次のイの計算方法により算出した割増賃金額に原則としてロの計算方法により算出した時給分を加算した額を支給する。
 - イ 割増賃金額

$(\text{基本給} + \text{技術手当}) \div (1 \text{ 月平均所定労働時間}) \times 0.25 \times \text{時間数}$

□ 時給分

$(\text{基本給} + \text{技術手当}) \div (1 \text{ 月平均所定労働時間}) \times 1 \times \text{時間数}$

(休日勤務手当)

第15条 就業規則第16条により、休日に労働した場合には、休日勤務手当を支給する。なお、就業規則第17条により休日を振り替えた場合、休日労働にあらず、本条に定める休日勤務手当は支給しない。

2 前項の休日勤務手当は、次の各号のとおり計算した額を支給する。

① 休日労働が、法定休日（1週1日の休日）である場合

次のイの計算方法により算出した割増賃金額に原則としてロの計算方法により算出した時給分を加算した額

イ 割増賃金額

$(\text{基本給} + \text{技術手当}) \div (1 \text{ 月平均所定労働時間}) \times 0.35 \times \text{時間数}$

ロ 時給分

$(\text{基本給} + \text{技術手当}) \div (1 \text{ 月平均所定労働時間}) \times 1 \times \text{時間数}$

② 休日労働が法定休日（1週1日の休日）以外の休日である場合

原則として次のロの計算方法により算出した時給分のみ支給する。ただし、この休日労働が法定時間外労働に該当する場合、次のイの計算方法により算出した割増賃金額に原則としてロの計算方法により算出した時給分を加算した額を支給する。

イ 割増賃金額

$(\text{基本給} + \text{技術手当}) \div (1 \text{ 月平均所定労働時間}) \times 0.25 \times \text{時間数}$

ロ 時給分

$(\text{基本給} + \text{技術手当}) \div (1 \text{ 月平均所定労働時間}) \times 1 \times \text{時間数}$

3 就業規則第18条に基づき代休が付与された場合の休日労働については、時給分は支給せず次の計算方法により算出した割増賃金分のみを支払う。

① 法定休日における休日労働の場合

$(\text{基本給} + \text{技術手当}) \div (1 \text{ 月平均所定労働時間}) \times 0.35 \times \text{時間数}$

② 法定休日以外の休日における休日労働で法定時間外労働に該当する場合

$(\text{基本給} + \text{技術手当}) \div (1 \text{ 月平均所定労働時間}) \times 0.25 \times \text{時間数}$

(深夜勤務手当)

第16条 午後10時から午前5時までの深夜時間帯に労働した場合には、深夜勤務手当を支給する。

2 前項の深夜勤務手当は、次のとおり計算した額を支給する。

$(\text{基本給} + \text{技術手当}) \div (1 \text{ 月平均所定労働時間}) \times 0.25 \times \text{時間数}$

- 2 前項の届出を怠ったとき、又は不正の届出により通勤手当その他の賃金を不正に受給したときは、その返還を求め、就業規則第46条（懲戒処分）に基づき懲戒処分を行うことがある。

第3章 賞 与

（賞 与）

第17条 賞与は、団体の業績に応じ、第2条各号に定める事項等を考慮して支給する。ただし、団体業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給日を変更し、又は支給しないことがある。

- 2 前項の賞与の算定対象期間は次のとおりとする。

（支給額）

第18条 賞与の支給額は、団体の業績に応じ、能力、勤務成績、勤務態度等を人事考課により査定し、その結果を考慮して、その都度決定する。

（支給時期）

第19条 賞与は、団体の業績により原則として年2回、7月及び12月に支給する。

（支給対象期間）

第20条 賞与の支給対象期間は、次のとおりとする。

上期：前年12月1日～6月30日

下期：当年7月1日～11月30日

（支給対象者）

第21条 賞与は、前条で定める支給対象期間にすべて在籍し、かつ支給日に在籍する職員に支給する。

附 則

- 1 この規則は令和2年6月25日から施行し、令和元年12月から適用する。

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ぷれいす東京	事業年度	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
-----	-----------------	------	--------------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	82,000 円
活動会員受取会費	139,000 円
賛助会員受取会費	860,000 円
受取寄附金(民間団体・個人)	6,108,064 円
地方公共団体補助金	4,742,000 円
HIV 陽性者に対する社会支援事業	16,307,093 円
電話相談受託事業	15,214,943 円
各種団体受託事業	21,500,277 円
普及啓発事業	566,257 円
受取利息	1,037 円
雑収入	86,155 円
	円
	円
	円
合 計	65,606,826 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	0 円
	円
	円
	円
	円
合 計	0 円

(3) その他

なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

[illegible]

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

[illegible]

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

[illegible]

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		16,307,093 円	HIV 陽性者支援事業
		15,214,943 円	都 HIV エイズ電話相談事業
		6,662,502 円	「HIV 検査体制の改善と効果的な受検勧奨のための研究」にかかる支援業務
		5,875,650 円	「HIV 検査体制の改善と効果的な受検勧奨の 為の研究」に係る郵送検査実施の為の HIV 検 査サイトの開発と実証研究の業務
		4,109,700 円	都検査サイト広報運営

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		3,168,000 円	事務所賃貸料
		2,872,800 円	厚労省研究事業業務委託費
		1,669,640 円	電話相談フィーチャル通信費
		1,100,000 円	多目的室賃貸料
		1,399,600 円	厚労省研究事業業務委託費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年 月 日	対 価 の 額	譲渡資産の内容等
なし				0 円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
			R1.4.1～ R2.3.31	92,925 円	電話相談業務謝金
			R1.9.1～ R2.3.31	128,625 円	支援業務謝金
			R1.11.27 R3.1.20	44,548 円	講師、倫理委員会謝金
			R3.1.20	22,274 円	倫理委員会謝金
			R1.7.24 ～R2.3.19	2,163,500 円	エイズ対策研究事業に 対する分配金収入
			R3.1.20	11,137 円	倫理委員会謝金
			R1.10.17 ～R2.2.18	89,096 円	講師謝金

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	0円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
20人	25,017,354円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
・ ・	なし			0 円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
合 計				0 円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

[illegible]

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ぶれいす東京					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓	
イ							
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
①	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	10人	0人	0%	3人	33.3%	
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑦	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
申 請 時		10人	0人	0%	3人	33.3%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ <u>いいえ</u>	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<u>はい</u> ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <u>無</u>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人ぶれいす東京	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役 員 数		10人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時 就任・退任 年月日
生島 嗣		理事		0						平成12年10月10日 就任
池上 千壽子		理事		0						平成12年10月10日 就任
樽井 正義		理事		0						平成12年10月10日 就任
根岸 昌功		理事		0						平成12年10月10日 就任
兵藤 智佳		理事		0						平成27年2月10日 就任
山下 敏雅		理事		0						平成27年2月10日 就任
牧原 伸也		理事		0						平成27年5月24日 就任
佐藤 郁夫		理事		0						平成27年5月24日就任 令和3年1月18日退任

加藤 力也		理事		0							令和 3 年 2 月 22 日 就任
野坂 祐子		理事		0							令和 3 年 2 月 22 日 就任
常住 豊		監事		0							平成 22 年 5 月 29 日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人ふれいす東京		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	都 度	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	都 度	7年
貸金台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	月1回	7年
在庫棚卸台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	年1回	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ふれいす東京						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							✓
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人ふれいす東京		チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			✓				
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類							
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			<table border="1"> <tr> <td>同</td> <td>意</td> </tr> <tr> <td>する</td> <td>しない</td> </tr> </table>	同	意	する	しない
同	意						
する	しない						
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）						
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類						
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類						
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程						
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日						
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し						

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人ふれいす東京
-----	-----------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ふれいす東京		チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人			✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☒ 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☒ いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> （注1）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注2）役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☒ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☒ いいえ